

令和6年度香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業補助金募集要領

1. 補助事業者（補助金を申請できる対象者）

- ①香川県内に拠点・事務所を設置し、県内で活動を行っている法人又は地域づくりに資する団体（以下「団体」という。）です。
- ②「団体」とは、地域コミュニティ活性化のため、県内に在住する者（高校生以上）5人以上で組織された団体です。また、規約等によって、団体の名称、目的、事業内容、代表者、構成員、拠点・事務所の所在地、事務処理や会計処理の方法等が定められていることが必要です。

2. 対象となる事業

- ・事業者が新たに取り組む事業で以下の①～⑤全ての要件を満たし、知事が適当と認めるもの。
 - ①若者の地元定着又は県外からの移住促進に資するもの。
 - ②地域コミュニティの活性化に資するもの。
 - ③地域住民が自主的、主体的に参加するもの。
 - ④地域資源等を活用したもの。
 - ⑤継続性、発展性が見込まれるもの。

3. 留意事項

(1) 次に掲げる事業は、本事業の対象となりませんので、ご注意ください。

- ①国又は香川県から補助金等を受けている事業
- ②特定の法人又は個人の利益を追求するための事業
- ③宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業
- ④公序良俗に反する事業
- ⑤施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業

(2) 次に掲げる経費は、本事業の対象経費となりませんので、ご注意ください。

- ①補助事業者である法人又は団体の構成員に対する謝金
- ②法人又は個人への換金性の高い支給品（賞金や商品券等）
- ③食糧費
- ④不動産、車輛、および償却資産とされる備品

※この補助金は、地域づくり団体の育成支援を図ることを一つの目的としていることから、原則、補助事業者が事業を実施するものと考えています。このため、専門性の高い業務を除いて、業務を他の法人や団体に委託を行うことはできません。

(3) 本事業は、令和6年度予算による事業です。事業実施期間が、令和7年2月28日までに終了する事業が対象になります。

(4) 本事業は、補助事業者1団体あたり、申請は1件までしかできません。（同一の事業について、複数の団体から申請を行うこともできません。）

4. 補助金の限度額等

- ①補助金の補助率、補助限度額は補助事業区分によって異なります。詳細は「香川県魅力ある地域づくり団体育成支援業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）」の別表2，3をご参照ください。
- ②「参加費収入」等の収入を伴う事業の場合、補助金交付申請額の算定に当たっては、要綱に係るQ&Aの「No3」及び「No4」を参照してください。

5. 申請手続等

- ①次の書類の提出が必要です。

【必要書類】

- ・補助金交付申請書（第1号様式）
 - ・補助金事業計画書（第1号様式別紙1）
 - ・申請団体活動状況調書（第1号様式別紙2）
 - ・補助金収支予算書（第1号様式別紙3）
 - ・申請者が法人の場合は、定款及び登記事項証明書（定款、登記事項証明書が写しの場合には原本証明が必要です。）
 - ・申請者が団体の場合は、規約等
※法人や団体の活動が分かる資料（パンフレット等）があれば、添付してください。
- ②書類の提出先は、補助事業を実施しようとする市町の担当課に提出してください。（別紙「担当課一覧」参照）
 - ③書類提出後、県において、補助条件（若者の定着又は県外からの移住促進に資するものであるか、地域コミュニティの活性化に資するものであるか、継続性・発展性が見込まれるものであるかなど）の審査を行い、交付決定を行います。審査にあたっては、面接審査を行うことがあります。（面接審査を実施する場合は、事前に文書で通知します。）
 - ④審査の結果については、申請者に文書で通知します。なお、交付申請を行った場合でも、採択されない（交付決定とならない）場合がありますのでご留意ください。
 - ⑤交付決定の対象となった補助事業の実施については、県からの交付決定通知後に開始してください。
 - ⑥ただし、やむを得ないと判断される場合は、事業申請日から交付決定日までのいずれかの日に交付決定前の着手が可能となります。要綱第9条の規定により、交付決定前着手申請書（第3号様式）を申請書と併せて提出してください。
※事業着手年月日については、交付申請日から交付決定日までのいずれかの日となります。

6. スケジュール

令和6年3月26日（火）	補助事業の募集開始
令和6年5月10日（金）	補助事業の募集締切り（各市町の担当課必着）
令和6年5月15日（水）	申請書等の提出締切り（各市町から県必着）
令和6年5月下旬	補助事業の審査、交付決定

7. その他

- ・要綱、申請書様式等の関係書類は、香川県ホームページからダウンロードできます。

- ・本要領のほか、補助金の交付申請の手続き等については、要綱の定めによるものとします。

8. 問合せ先

香川県 政策部地域活力推進課 総務・地方創生グループ

TEL 087-832-3105 FAX 087-831-1165

各市町 別紙「担当課一覧」に記載のとおり